

【回答】

企業型 DC および iDeCo の老齢給付金の支給要件の判定に用いる「通算加入者等期間」は、

1. 企業型 DC の加入者期間と運用指図者期間
2. iDeCo の加入者期間と運用指図者期間
3. 別の制度（確定給付企業年金や中小企業退職金共済等）から個人別管理資産を移換した場合は移換した金額の算出根拠となった期間を合算した期間となります。

ただし、いずれも 60 歳になる前の期間（60 歳に達した日の前日が属する月以前の期間）に限られ、また、重複する期間があるときは、一つの期間についてのみ算定の基礎とします（確定拠出年金法第 33 条第 2 項、第 54 条第 2 項、確定拠出年金法施行令第 18 条）。

従って、ご質問のケースでは、60 歳前の iDeCo の加入者期間は 5 年間ですが、企業型 DC の加入者期間が 20 年間あり、iDeCo の加入者期間の全てが企業型 DC の加入者期間と重複していることから、通算加入者等期間は 20 年となり、企業型年金、iDeCo とともに 60 歳から老齢給付金の請求が可能です。

つまり、企業型 DC または iDeCo の加入者期間がある人が、50 歳以降に新たに別の DC に加入したとしても、上記 1. ～ 3. の期間（通算加入者等期間の算定の基礎となる期間）を合算して 10 年以上あれば、60 歳から老齢給付金の請求が可能です。

また、どちらかの資産を移換した場合（企業型年金から iDeCo、または iDeCo から企業型年金）も、通算加入者等期間の算定の基礎となる期間は変わらないので、通算加入者等期間は 20 年となり、60 歳から老齢給付金の請求が可能です。